### 浦安市移動支援事業実施要領

令和元年7月1日改訂

### 1 主旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、移動支援事業の実施内容等について定める。

### 2 目的

障がい者等が円滑に外出することができるよう、障がい者等の移動を支援することにより、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことを促し、障がい者等の福祉の増進を図る。

3 規則の制定 浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則

## 4 実施内容等

# (1) 利用対象者

本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている次のいずれかの方を対象とする。

- 身体障害者手帳を所持する障がい者及び障がい児
- 療育手帳を所持、または知的障がいと判定された障がい者及び障がい児
- 精神障害者保健福祉手帳を所持、または精神障がいを事由とする年金や自立支援医療(精神通院医療)を受給している障がい者及び障がい児
- 対象疾患(361疾病)による障がいのある方

### (2) 実施方法等

国の地域生活支援事業実施要綱に基づく個別支援型によるサービスの提供

### (3) サービスの対象範囲

①社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援 ヘルパーが付き添い個別的に外出を支援する。外出のための身支度なども移動支援に含まれる。

ただし、営業活動に係る外出、障害者総合支援法上の介護給付等に位置づけられるサービス、保育園等への通園等、社会通念上適当でない外出は除く。

詳細は、「浦安市移動支援事業ガイドライン」を参照。

②行動援護の支給決定を受けている方への1日8時間を超えるサービスが必要な場合の支援。

## (4) 支給量

視覚障がい者 年間 600時間

・上記以外の障がい者 年間 480時間

上記の支給量を超える希望があった場合は、個別に判断して支給決定を行う。

# (5) サービス費用(単価)

①身体介護を伴う移動支援 30分まで 2,400円

1時間まで 4,000円

以後30分増すごとに1,700円を加算した額

②身体介護を伴わない移動支援 1時間まで 2,400円

以後30分増すごとに1,200円を加算した額

- ※同一事業者を1日(O時~24時)に2回以上利用した場合で、サービスの提供の終了から次のサービスの始まりまでの間が2時間未満のときは、一連の移動支援サービスとみなし、 算定時間を合算する。
- ③行動援護のサービスを受けている方へのサービスが1日8時間を超えた場合の支援 8時間までは行動援護の単価を適用。8時間を超えたサービスの費用は、移動支援事業の 30分増すごとの加算額(身体介護を伴う場合は1,700円、身体介護を伴わない場合は 1,200円)を適用。

#### (6) 利用者負担

1割負担。ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯はO円。市民税課税世帯の月額負担上限額は18,600円。

世帯: 障がい児(18歳未満)の場合は住民基本台帳での世帯。 障がい者(18歳以上)の場合は本人の課税状況。

### (7) 事業者指定の要件

次のいずれかの指定を受けている事業者

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による居宅介護、重度訪問介護、行動援護のいずれかの指定事業者
- ②介護保険の指定居宅サービス事業者
- ③児童福祉法の指定障害児通所支援事業者

### (8) ヘルパーの資格要件

介護職員初任者研修修了以上(ただし、行動援護と一連のサービスの提供に従事しない場合、 旧ホームヘルパー3級課程修了者も可)

看護師等の資格を有する者については、居宅介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとして業務に従事することができるものとする。その場合、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者や、在宅福祉等の従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うこと

※看護師等 看護師、准看護師、保健師、助産師

なお、当面の間、国及び県等が行う<u>別表</u>の養成研修を修了した者も同等とみなす。ただし、 各研修が対象とする障がい種別の利用者を対象とした支援に限る。

### 別表

| 研修名               | 移動支援における対象者         |
|-------------------|---------------------|
| 重度訪問介護従業者養成研修     | 肢体不自由(児)者           |
| 行動援護従業者養成研修       | 知的障がい(児)者・精神障がい(児)者 |
| 視覚障がい者ガイドヘルパー養成研修 | 視覚障がい(児)者           |
| 知的障がい者ガイドヘルパー養成研修 | 知的障がい(児)者           |
| 全身性障がい者介護従業者養成研修  | 肢体不自由(児)者           |

## 5 請求事務

請求については、下記の書類一式を利用月の翌月10日までに障がい福祉課に提出する。

- (1) 地域生活支援事業(移動支援事業)請求書
- (2) 地域生活支援事業(移動支援事業)明細書
- (3) 行動援護サービスを8時間を超えて利用した場合は、当該行動援護サービスの明細書の写し。
- (4) 移動支援事業サービス提供実績記録票(原本・本人の確認印があるもの)

請求に基づき、提出月の翌月10日までに口座振込で市から事業者へ支払う。

### 6 算定方法

- (1) 身体介護あり
  - 30 分未満の利用→算定時間 30 分
  - 31 分利用 →算定時間 60 分
  - O例 開始時間 10時 終了時間 12時20分 → 算定時間 2時間30分
- (2) 身体介護なし
  - 60 分未満の利用→算定時間 1 時間
  - 61 分利用 →算定時間 1 時間 30 分
  - ○例 開始時間 10時 終了時間 10時 45分 → 算定時間 1時間

### 7 その他

浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則及び浦安市移動支援事業実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は協議して解決する。